

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月29日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則(昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第56条の4第2項に次の1号を加える。

- (6) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。